

# 第1章 総則

## 第1節 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

### 【災害対策基本法に位置づけられた基本理念の要点】

- 1 災害の発生を常に想定すること、災害が発生した場合の被害の最小化と迅速な回復
- 2 国、地方公共団体等の適切な役割分担と相互の連携協力の確保、住民一人一人の防災活動や多様な主体が自発的に行う防災活動の促進
- 3 災害に備えるための措置の一体的実施と科学的知見及び過去の災害からの教訓を踏まえた改善
- 4 災害の状況把握と人材、物資等の適切な配分による人命及び身体の優先的な保護
- 5 個々の被災者の状況を踏まえた適切な援護
- 6 災害発生時における速やかな復旧・復興等

## 第2節 計画の目的及び性格、構成

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新地町防災会議が作成する計画である。

その目的は、町及び関係機関が相互に緊密な連携をとりつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、新地町の地域に関する災害対策についての総合的かつ基本的な性格を持つものである。また、町の地域に関わる防災対策に関し、町の処理すべき事務または業務を中心に、関係機関の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の緊密な連携を図るための基本を示すものである。

災害は、突発的に不測の事態が発生し、しかもその実態が多様であることから、迅速かつ的確な災害対策活動が行われなければならない。そのためには、特に関係機関との連携が強く要求されるため、その基本となる本計画は、常に地域の実情に沿うよう、毎年検討を行い、必要があると認める場合は、計画を修正する。

### 3 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、新地町の地域に係る災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めようとしたものである。したがって、第1章を総則、第2章を災害予防計画、第3章を災害応急対策計画、第4章を災害復旧・復興計画、第5章を部門別防災計画としてまとめ、5つの章をもって「計画編」を構成し、これらに関する資料を「資料編」としてまとめたものである。

## 第3節 防災会議

新地町防災会議は、新地町長を会長として、災害対策基本法第16条第5項の規定に基づく、新地町防災会議条例第3条に規定する機関（下記2）の長又はその指名する職員を委員として組織するもので、下記1に掲げる事務を所掌する。

### 1 所掌事務

- (1) 新地町地域防災計画並びに新地町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

### 2 組織

役職名	区分	防災機関	TEL
会長	新地町	新地町長	0244-62-2111
委員	福島県知事の部内の職員 (1号委員・5人)	相双地方振興局長 相双建設事務所長 相双農林事務所長 相馬港湾建設事務所長 相双保健福祉事務所長	0244-26-1144 0244-26-1200 0244-26-1176 0244-36-5029 0244-26-1323
〃	福島県警察の警察官 (2号委員・1人)	相馬警察署長	0244-36-3191
〃	新地町の部内の職員 (3号委員・7人)	副町長 総務課長 健康福祉課長 農林水産課長 建設課長 都市計画課長 復興推進課長	0244-62-2111
〃	新地町教育委員会 (4号委員・1人)	教育長	0244-62-4477
〃	消防団長及び相馬消防署新地分署長 (5号委員)	新地町消防団長 相馬地方広域消防相馬消防署新地分署長	0244-62-2117 〃
〃	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (6号委員)	株式会社N T T東日本福島支店 報道機関代表 東北電力株式会社相双営業所長	024-531-7663 0244-22-2159

## 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は、業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

### 1 新地町が処理する事務又は業務

- (1) 新地町防災会議及び新地町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する教育訓練の実施
- (3) 防災に関する物資、資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設、設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、被害調査
- (7) 水防、消防等の応急措置
- (8) 災害時の衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する融資等対策
- (12) その他対策

### 2 相馬地方広域消防本部・新地町消防団

- (1) 災害の警戒に関すること。
- (2) 災害の防御に関すること。
- (3) 救急に関すること。
- (4) 救助に関すること。
- (5) 災害情報の収集に関すること。
- (6) 防災思想の普及に関すること。
- (7) 災害応急対策に関すること。

### 3 県の機関

- (1) 相双地方振興局
  - ア 災害時における新地町が処理する事務又は業務の指導若しくは斡旋に関すること。
  - イ 災害時における情報の収集、伝達及び指示に関すること。
  - ウ 災害時における県機関に係る応急対策に必要な総合調整に関すること。
  - エ 災害時における物資調達及び応急給水対策の応援に関すること。
- (2) 相双建設事務所
  - ア 災害時における県所管の道路、橋梁等の応急対策に関すること。
  - イ 県所管の道路、橋梁の被害調査及び災害復旧に関すること。
  - ウ 県所管の河川及び砂防の被害調査並びに災害復旧に関すること。

- (3) 相双農林事務所
  - ア 農業用排水施設対策に関する事。
  - イ 農地等の災害対策に関する事。
  - ウ 林道及び治山施設に係る災害復旧に関する事。
  - エ 林野に係る地すべり等防止対策に関する事。
  - オ 県所管の林道及び治山等の被害調査並びに災害復旧に関する事。
- (4) 相馬港湾建設事務所
  - ア 災害時における港湾、漁港及び所管する海岸の応急復旧に関する事。
  - イ 港湾、漁港及び所管する海岸の被害調査及び災害復旧に関する事。
- (5) 相双保健福祉事務所
  - ア 災害時における防疫対策に関する事。
  - イ 災害時における医療及び助産等の救護に関する事。

#### **4 福島県警**

- (1) 相馬警察署
  - ア 災害時における被災者の救出及び避難に関する事。
  - イ 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関する事。
  - ウ 交通規制及び交通安全施設等の保全に関する事。
  - エ 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。

#### **5 指定地方行政機関等**

- (1) 磐城国道事務所原町維持出張所
  - ア 災害時における国所管の道路、河川、橋梁等の応急対策に関する事。
  - イ 国所管の道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害復旧に関する事。

#### **6 指定公共機関及び指定地方公共機関**

- (1) 株式会社NTT東日本福島支店
  - ア 公衆電気通信施設の整備及び点検に関する事。
  - イ 公衆電気通信の特別取扱に関する事。
  - ウ 公衆電気通信施設の整備保全及び災害復旧に関する事。
  - エ 災害時における緊急通話の確保に関する事。
- (2) 株式会社福島民報社相馬支局、福島民友新聞株式会社相馬支局及び河北新報社相馬支局
  - ア 防災知識の普及に関する事。
  - イ 気象の予警報、情報及び被害状況等の周知に関する事。
  - ウ 災害応急対策の周知に関する事。
- (3) 東北電力株式会社相双営業所
  - ア 電力供給施設の整備保全及び復旧に関する事。

イ 災害時における電力供給の確保に関すること。

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設

- (1) 町社会福祉協議会
  - ア 町が行う避難及び応急対策への協力
  - イ 被災者の保護及び救援物資の支給
- (2) そうま農業協同組合新地総合支店
  - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 農作物の災害応急対策の指導
  - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保あつ旋
  - エ 被災農家に対する融資あつ旋
- (3) 町商工会
  - ア 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
  - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (4) 相馬双葉漁業協同組合新地支所
  - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 漁船、漁具等の災害応急対策の指導
  - ウ 漁業生産資材及び生活資材の確保、あつ旋
  - エ 被害漁家に対する融資あつ旋
- (5) 公立相馬総合病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
  - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
  - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (6) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底
  - イ 保護施設の整備
- (7) 新地町土地改良区
  - ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (8) 相馬地方広域水道企業団
  - ア 被災地域の飲料水の確保
  - イ 町が行う飲料水対策への協力

## 第5節 防災アセスメント及び防災ビジョン

### 1 災害誘因

#### (1) 気象の概況

本町の気候は、東日本型海洋性気候で、年平均気温12.1℃、降水量1,352mmと比較的温暖的な気象条件に恵まれ、積雪も山間部を除き殆んどない。夏は、臨海地帯の関係で30℃を超えることは少ない。

#### (2) 気象（平均降水量と気温）

月	平均気温			降水量 mm
	平均 ℃	最高	最低	
1月	2.5	7.1	-1.9	17.0
2月	1.9	5.5	-1.7	109.5
3月	5.8	9.8	2.0	187.0
4月	10.4	15.7	5.0	94.0
5月	16.1	20.8	11.9	90.5
6月	19.8	23.0	17.3	244.0
7月	23.3	27.0	20.4	189.5
8月	24.0	27.5	21.4	163.0
9月	20.2	24.1	16.5	52.5
10月	15.1	19.1	11.1	356.5
11月	10.1	14.0	6.0	72.5
12月	3.6	7.5	-0.4	36.0
年平均	12.7	16.8	9.0	134.3

資料：福島地方気象台相馬観測所データ

### 2 災害素因

#### (1) 位置及び地勢

本町は、福島県浜通りの最北端にあつて、東経140度54分、北緯37度52分にある。南は相馬市、北は宮城県山元町、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系を境として宮城県丸森町に接している。東西7.2キロメートル、南北6.8キロメートル、総面積46.35平方キロメートルで、40パーセントが山林・原野である。

本町の地勢は、阿武隈山系が南北に走り、尾根からのびた丘陵の一部は海岸まで達しており、丘陵の間を東流する三滝川、砂子田川、立田川の主な三河川の両側に沿って平坦地が展開し農地が拓けている。

#### (2) 地質

浜通りの地質は、阿武隈高地の花崗岩類及び阿武隈高地から海岸に至る丘陵地帯に発達する第三紀層からなっており、本町もこれに入る。また、阿武隈高地から太平洋に注ぐ中小河川の河口附近には、それぞれの小規模な沖積層が発達している。

この地方の地質構造は、双葉破砕帯、津島破砕帯、石井川破砕帯の代表的な破砕帯があり、阿武隈高地にS字形構造を形成している。



### (3) 河川及び海岸

本町には、北部に三滝川と埴川、中央部に砂子田川と濁川、南部に立田川があるが、近年は改修工事が進み、浸水の危険はほとんどない。

海岸部は割合単調な南北線で比較的遠浅であるが、漁業の拠点として釣師浜漁港をかかえ、また、相馬港には相馬共同火力発電(株)新地発電所がある。

## 3 災害履歴

過去の本町に関わる災害は、資料1-5-1のとおりである。

## 4 土地利用の変遷

土地利用の状況を見ると、平成26年現在、総面積 46.35km<sup>2</sup>のうち田 9.78km<sup>2</sup> (21%) 畑6.91km<sup>2</sup> (15%)、宅地4.61km<sup>2</sup> (10%)、山林・原野 12.72km<sup>2</sup> (27%)、その他 12.33km<sup>2</sup> (27%) となっており、近年では田畑が減少し、宅地化傾向が進んでいる。

地目別面積 (単位: km<sup>2</sup>)

	総面積	田	畑	山林原野	宅地	その他
昭和45年	45.91	8.56	7.25	10.49	1.02	18.50
〃 50年	45.53	9.31	7.59	14.44	1.33	12.86
〃 55年	45.54	10.93	8.52	16.30	1.80	7.99
〃 60年	45.62	11.18	8.33	15.73	2.00	8.38
平成2年	45.95	10.43	7.93	14.54	2.15	10.60
平成7年	46.35	10.15	7.65	13.05	4.14	11.36
平成16年	46.35	9.99	7.50	12.77	4.42	11.67
平成26年	46.35	9.78	6.91	12.72	4.61	12.33

資料：固定資産概要調書 (税務課)

## 5 地域の災害危険性の把握

本町は、地質、地形的見地から、山地の崩壊、急傾斜地の崩壊等の被害が考えられ、また、地震や地震に伴う津波及び海岸の浸食や潮害を受ける危険がある。

なお、気候的には、比較的温暖であることから雪害などは少なく、河川の氾濫等による水害も少ない。この他の災害としては、火災等の社会的災害の危険性がある。

## 6 防災ビジョン

本町は、阿武隈高地の東斜面沿いに発達し、緑と海にいだかれた自然豊かな町である。地域の自然を活かし、より高度な生活文化機能と豊かな自然が調和した活力あふれるまちづくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりをめざすこととする。

以下に、その実現に向け、災害から住民の生活と地域を守るべく防災ビジョンを提示するものとする。

(1) 地域防災計画の充実

地震・風水害等の自然災害や火災・爆発等の人的災害は、突然発生し、貴重な生命や財産を奪う。自然災害に対しては被害を最小限に食い止め、人的災害は未然に防げるよう町民の安全な生活を保障しなければならない。

このため、本町地域防災計画も常に検討を加え、時代に即応した計画にするものとする。

(2) 消防施設の充実

火災発生時に被害を最小限に抑えるため、消火栓、防火水槽などの設置を促進させ、消防施設の整備を図る。

(3) 情報通信の確立

災害を最小限に抑えるため、地域防災計画に基づき、行政と住民が一体となって災害に取り組む防災システムを確立する。

(4) 広報活動による防災知識普及

災害時の混乱や危険を未然に防ぐため、日常の広報活動を通じて防災知識を徹底させるものとする。

(5) 地域防災訓練

地域防災計画にもとづき、住民の協力のもと防災訓練を実施するとともに、常に関係機関に要望していくこととする。

(6) 地域保全事業

関係する国、県に対して、事業の推進を要望していくものとする。